

国民のニーズに応えながら 新たな司法書士像を 構築していくために

林 茂生 氏 日本司法書士会連合会常任理事

司法書士は簡易裁判所の訴訟代理やADRといった紛争解決など新たな役割が期待されている。日本司法書士会連合会では、国民のニーズに応えていくためにどのような研修を実施しているのか。研修制度を担当されている常任理事・林茂生氏にうかがった。

研修制度の概観

日本司法書士会連合会(以下、日司連)は以前から熱心に研修に取り組まれているようですね。

林 日司連では昭和の年代の終盤以降、研修制度の整備を進めてきました。平成5年に、研修の財源の裏付けとして一般会計から切り離し、研修特別会計を創設し、併せて研修基本要綱

を策定し3カ年計画を立てました。また、資質向上と専門性を高めることを目的として、平成12年には単位制を導入し、全会員に年間12単位以上取得することを義務付けています。そのように研修を体系化して、長期的計画を策定しながら遂行してきたところです。

研修を担当する組織は、

林 司法書士中央研修所¹という組織が各研修会の企画・運営などを担当します。陣容として所長1名、副所長3名、そして現在、全国から集まった約30名弱の所員が所属しています。

どのような研修があるのでしょうか。

林 中心的な事業として新人研修があります。毎年の司法書士試験合格者を対象とし、執務姿勢と実務能力を習得するためのものですが、これを3階層で実施しています。その第一階層が中央新人研修です。平成元年からスタートして、これまで16回開催し、累計8,700名程度の会員が受講しています(右頁・資料参照)。現在の会員総数が1万7,800名ほどですから、既に新人研修を受講した会員によって半数が構成されていることになります。かつては、新入会者研修と称して会員を対象とするものでした。しかし、会員になってから2週間、ブロック研修等を含めればもっと長期になるのですが、そのような長期の研修は負担が大きいため、平成8年から対象は原則として1年以内に登録・入会を予定する有資格者となりました。この中央新人研修の後、第二段階として全国を7つに分けて行うブロック新人研修があります。さらに第三段階として



配属研修(司法書士会新人研修)があります。これは都道府県ごとに組織された各単位会で、実際に業務をしている事務所に配属して行うものです。

入念な新人研修をされているようですが、新人の養成のために既存の会員がかなり費用を負担しているわけですね。**林** 確かに多大な会費を使って将来のライバルを育てているわけです。開始当初こそ「敵に塩を送る」といった声も一部にありましたが、今やそのようなことを言う司法書士は皆無で、新人を養成するのは当然だというコンセンサスができています。そういう意味では、司法書士を志望される方には、安心してこの世界に入ってきていただけたらと思います。

既存の司法書士会員に対する研修についてはどのようなものがありますか。**林** 日司連が直接主催する主な会員研修会は3種類です。

一つ目が、特定の分野で必要となる高度で専門的な知識や、執務能力を習得するための特定分野研修です。いくつかのテーマを用意して、その中から任意に選択してもらうかたちとなっています。1泊2日、計10時間という強行軍で、内容の濃いハードな研修なのですが、参加者には好評です。特定分野研修の内容を決めるときは、われわれ研修担当者が観念的に企画するのではなく、会員の声を吸い上げ、できるだけ希望に沿うかたちで考えるようにしています。現に仕事をしている司法書士の声を拾い上げ、それを活かした研修を行う。そこで身に付けた知識を現場に持ち帰って職務に当たり、さらにその情報をフィードバックする。そのような循環がうまくいくことで効果的な研修を実施できると考えています。

二つ目が、法令一斉研修です。昨今、大変なスピードで多くの法改正が行われていますが、そのうち全会員が知識を共

有すべき法令、判例、先例などを学ぶことを目的とするものです。

三つ目が、中央研修会と言って、司法制度や職業倫理など司法書士制度の根幹にかかわる現代的なテーマを取り上げるものです。

今年からは年次研修として、会に入会・登録して一定年次を経過した会員を対象とした、司法書士倫理の保持を目的とした研修会を実施する予定です。

以上は日司連が主催するものですが、その他、全国の8ブロック、50司法書士会が、それぞれ独自の研修を実施していますから、トータルでは相当数の研修を行っていると思自負しています。

研修の課題にはどのようなことがありますか。

林 一つはやはり費用です。会費収入の伸び悩みなどから、財政的に厳しい状況の中でやっていかなければならない。年々、研修経費が高額になっており、主催する側だけでなく、受講する側の負担も大きくなってきています。

コストパフォーマンスということでは情報化にはどのように対応されていますか。

林 実質面、経費面からみて集合研修にはある種の限界があるのではないかと、100人、200人が一堂に会して、一方的な話を聞いても思うように学習効果が上がらないのではないかと、ということから、インターネットやeラーニングを活用していると考えています。既に今年の中央研修会で、東京の日司連の会館からインターネットを通じて全国の単位会に同時に配信する試みをし、一回の研修で約4,900名が受講しました。

研修の効果を測定するお考えは。**林** 今まで、がむしやらに研修をしてきた感があるのですが、実施だけでなく、研修効果そのものについても検証することが求められる時代だと思自負しています。

資料 簡裁民事訴訟代理権等を有する認定者数の推移

	認定者人数	累計
第1回(2003/7/28)	2,989	2,989
第2回(2003/12/6)	3,413	6,402
第3回(2004/9/1)	2,342	8,744

司法書士有資格者を含む

出所：日本司法書士会連合会資料

で、やりっ放しにしておくのではなく、受講者の理解度を何らかのかたちで効果測定していきたいと考えています。

単位会の中には、民間の教育機関を活用されているところもあるようですが。

林 私の立場で言うべきことではないかもしれませんが、これまで、かなり効率の悪いこともしてきたと思います。ただ、それらは決して無駄ばかりだったわけではなく、よい意味で財産にもなっています。ゼロから何をするか考え、教材から何かから、侃々諤々議論してつくり上げたものは財産として残っていると思います。ただ、財政のことなど諸般の事情もあるわけで、適切な合理化は当然求められます。したがって、費用対効果の面から外部にお願いした方がよいものも多分にあるでしょう。

司法書士の倫理

司法書士法改正で、簡裁の訴訟代理権が付与されました(6頁・資料1参照)。そのための研修についてうかがいたいと思います。

林 簡裁の訴訟代理権を得るためには、能力担保のための司法書士特別研修を受け、法務省が実施する簡裁訴訟代理認定審査に合格しなければなりません。既に半数近くの会員が認定を

1 司法書士中央研修所：昭和57年設置。研修事業の企画・運営をはじめ、研修に関するカリキュラムの開発や講師の養成、教材の作成・選定等を行う。全国の司法書士会から選任された所員で構成され、会員研修部、新人研修部、研修制度研究部および研修情報室の3部1室に分かれて、それぞれの活動を行っている。



受けています(13頁・資料参照)。この特別研修は、少人数のゼミナールで受講生による模擬裁判、裁判所の協力を得て実施される実務研修など実践的な内容で、実質、日司連で行っていますが、研修の認定、考査は法務省です。教材や教授方法の検討については財団法人日弁連法務研究財団(8頁・註1参照)に全面的に協力していただいています。われわれは、いわば法務省が行う特別研修を実施する団体として認定を受けた研修請負業者のようなたちです。日司連がこれまで継続してきた研修の実績が、今回の司法書士法改正でも一定の影響を与えたのではないかと考えています。

紛争解決の業務では、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(以下、ADR法)が成立して、2004年11月の司法制度改革推進本部決定では、司法書士の業務に、民事紛争の仲裁手続についての代理を加える、とされましたが、ADRに取り組むための研修は、

林 これまでも神奈川や広島、近畿などで、司法書士の有志がメディエーション(アメリカ型民間調停)²について独自の取り組みをしていましたが、現在、日司連で対応しようとしているのはADR法に依拠したもの、つまりADR機関として認証を受けようということです。そのために必要な研修について現在、鋭意詰めているところです。需要はかなりあると思います。特にわれわれが期待されているのは少額事件でしょう。ADRを行う調停者になるための聴き取り技術や調停技法について研修カリキュラムを検討している最中です。さらに手続実施者、代理人としての研修も別途ありますが、これらは今後の課題です。

ADRという手法で、法律家としての能力についてはいかがお考えですか。

林 日司連に、私も所属しているADR対

策部があり、そこでメディエーションの教材のビデオを観たのですが、巷間言われているADRのイメージとやや違って、法的な判断が必要な部分では意外なほどきちんと対応している、という印象を受けました。われわれは法律実務家としてADRにかかわるわけで、紛争当事者の自主性の尊重といったADR独自の理念は当然あるにしても、やはり法律に則った解決を目指すということになると思います。

日司連として研修で倫理に力を入れられているのは、簡裁代理やADRと紛争解決に当たる上で必然的に重視すべきということでしょうか。

林 以前の司法書士倫理はわずか5条で、しかも内容は、理念的なものであり、言うなれば人生訓のようでしたが、簡易裁判所の代理権を取得したこともあり、より詳細な倫理規定を設けようということで、2年前の定時総会で司法書士倫理(綱領)を採択しました。

双方代理の問題についてはいかがお考えですか。

林 日弁連等から指摘されているのが、司法書士の双方代理の問題です。司法書士の中心的業務である不動産登記においては、登記権利者、登記義務者、双方から依頼を受けますが、両者は本能的には対立構造にあります。法律行為として双方代理、つまり権利者、義務者双方からの委任を同時に受けるべきではないのですが、これまで登記については、「いわゆる非訟手続で、法律行為ではない。一種の弁済行為のようなものだ」ということで、双方代理が認められてきたのです。そのような職能として長年、業務に従事してきた司法書士が「一方代理」、「党派性をもった代理」と言われる代理活動を、依頼者のため十全に行うことができるのか、弁護士サイドから、そのような疑問が呈せられたわけです。も

ちろん、弁護士倫理が極めて厳格なことは承知していますが、司法書士にしても書面作成の面で裁判手続に関わるなど日常業務において、自らを律する意識はしっかりと持っています。私は司法書士に党派的代理が無理だとは思いません。十分対応していけると思います。新たに司法書士倫理を策定したのも、そのあたり遺漏なきを期してのことです。

司法書士の将来像

昨年4月に法科大学院がスタートしました。将来、弁護士人口が大幅に増加すると思われませんが、司法書士との競合関係が厳しくなるのでは。

林 法曹人口の拡大はいわば国策ですから、それに対して、われわれがコメントすることはありません。司法書士法改正にしても司法制度改革の一環であり、国民と司法の接点、アクセスの確保ということでは、当然、拡充していくべきであると考えられています。

法科大学院との連携の可能性は、

林 日司連内部に司法書士養成について検討しているワーキングチームがありますが、そのワーキングチームレベルでは法科大学院や専門職大学院との連携を模索しており、「それらの卒業者に、司法書士試験の科目を一部免除してはどうか」といった案も出ています。一方で「新たなエリート階層をつくるのか」という声もあります。司法書士には、伝統的にさまざまな職業を経験された人がいる、という人材面での多様性がありました。したがって単一のルートで教育を受けた司法書士ばかりになることに違和感を覚えるところもあります。しかし、同時に「人生をかけて一発試験に身を投じるような今の試験制度でよいのか」という疑問もあり、これは実に悩ましい問題です。

2 メディエーション(Mediation): もめごとの両当事者と第三者であるメディエーターが同じ席で話し合うことで、解決への糸口を見付けていく方法。両当事者を説得するのではなく当事者が持っている「力」をエンパワーし(empower: 力を与える、出来るようにする)お互いの話し合いの交通整理の役に徹することに努める。

養成のプロセスを検討する上では、「どのような司法書士をつくるのか」が前提になるわけですが、率直に言って、会員間で未だその議論は集約されていません。簡裁の事物管轄など、一定の制約はあるものの、既に司法書士は民事であれば基本的に何でもできる、という位置付けになっています。しかし、簡裁代理がどのように発展していくのか未知数です。とはいえ、そこに精力を使うあまり、従来業務の中心だった登記などをおろそかにはできない。そのような難しい局面にもあります。簡裁代理をめくっても、日司連内部に「プチ弁護士を目指すのか」という議論がありました。むしろ真摯に司法書士という職能を考えている会員に、そのような意見が多かったようにも思います。そういった批判も分からないでもありませんが、現に司法過疎の問題があり、司法書士が担わなければ、国民に対する責務を果たせないという状況があります。そのため法廷活動が認められた以上、きちんと対応することが大事だとは言えるでしょう。

林先生ご自身は、司法書士の将来像についてどのようなビジョンをお持ちですか。

林 個人的には、今はまだ確定的な司法書士の職能像を鮮明にする時期ではない、中途半端に職能像を定立することは、かえって足枷となるのではないかと、先ずと職務をこなして、国民のニーズにしっかり応えていく。そこで個々が研鑽を積み、専門化していく。これからのあるべき司法書士像はそのような過程を経て出来上がっていくのではないかと、そのように思います。

隣接法律専門職を整理して、事務弁護士と法廷に立つ弁護士をロイヤーとして統合して専門を明確にしてはどうか、という声があります。



林 イギリスにしても、EUの絡みもあって、ソリスタ(Solicitor / 事務弁護士)とバリスタ(Barrister / 法廷弁護士)の融合が進むなど、世界的に、法律職が一元化する潮流があります。ただ現状の日本では、各法律専門職にはそれぞれ社会の中で働く場を与えられています。その中で各法律専門職が各々の専門性を発揮していけば、最終的に収斂していくところが決まってくるでしょう。

国の審議会などで、「司法書士かくあるべし」と決めるのではなく、個々の専門家が認められた領域で活動し、自己研鑽に励み、評価を受ける中から、法律専門職のあり方が決定されていくというお考えですね。

林 そして、ある時期に政治的判断があるかもしれない。そのとき、われわれの資格が名称独占になってしまうのか、または固有の法律専門職として存続し得るのか、あるいは法律職の一元化まで進むのか。そこは分かりませんが、いずれにせよ各土業の将来は、国民のニーズにどれだけ応えていけるかにかかっています。市民に身近な法律家としてのわれわれの職務は、これまでもそういうニ-

ズの中で一定の有用性を認められてきました。例えば私は、クレサラ問題に取り組むことによって司法書士の役割が大きく変わったと思っています。成年後見制度もまたしかりですが、司法書士は国民のニーズに対応することで司法制度改革のうねりの中で存続し得たという気がします。今後ともしっかりニーズに応えていくことが重要であり、そのためには、個々の司法書士が志向する業務を実現できる環境、条件を整備していかなければならない。研修がある意味でその契機となり、またさらなる飛躍の礎となるように充実と継続に努めていきたいと思っております。

日本司法書士会連合会常任理事
林 茂生(はやし しげお)

1956年生まれ。1978年司法書士認可。1989年司法書士中央研修所所員。2001年日本司法書士会連合会理事。2003年日本司法書士会連合会常任理事(研修担当)。

[記事の参考ホームページ]
司法書士会連合会ホームページ
<http://www.shiho-shoshi.or.jp/>

読者の皆様のご意見・ご感想をお寄せください。

h-bunka@lec-jp.com

8 大法律専門職の
役員が語る

～国民が望む法律サービスのあり方を求めて～